

東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度のあり方について

資料 1 2

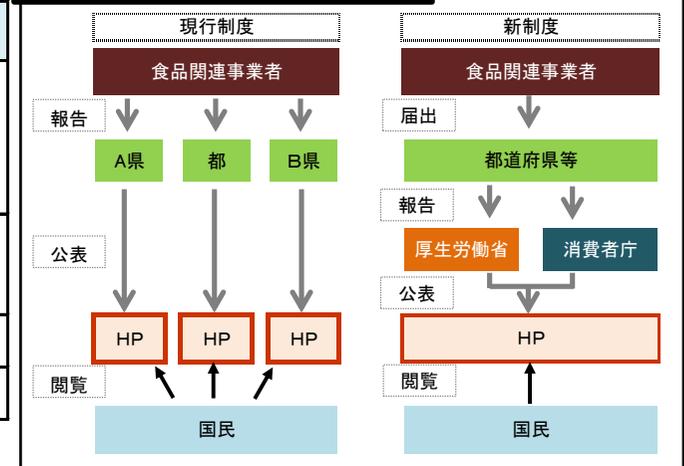
制度の目的

- 食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から都民への周知が必要な情報を都が可能な限り把握し、その内容を正確かつ迅速に提供する

都の現行制度と法改正による新制度の比較

	都の現行制度	法改正による新制度
届出範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法の規定に違反する食品等 ・衛生管理の不備による意図しない微生物、化学物質、異物が含まれる場合等※下表参照 ・食品表示法の規定に違反する食品（アレルギー、消費期限の欠落や誤表示等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法の規定に違反又は違反するおそれのある食品等 ・食品表示法の規定に違反する食品（アレルギー、消費期限の欠落や誤表示等）
罰則	・なし	・あり（届出しなかった場合：50万円以下の罰金）
周知方法	・都ホームページ（食品衛生の窓）	・全国の情報を国が公表（国のシステム）

届出から公表まで（イメージ）



自主回収届出実績及び法改正後の取扱

届出理由		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計	法改正後の取扱
食品衛生法の規定に違反する食品等		11	7	17	10	9	54	届出対象 食品衛生法の規定に違反 又は 違反するおそれのある食品等 に該当すると国に確認済
衛生管理の不備による 意図しない微生物、化学物質、 異物が含まれる場合等	異物混入等	40	18	17	29	15	119	
	腐敗変敗等	5	4	2	3	4	18	
	カビの発生	32	44	26	22	18	142	
自主基準違反、混濁等		1	0	0	2	0	3	対象外※1
食品表示法の規定に違反する食品		32	43	37	48	31	191	届出対象
合計		121	116	99	114	77	527	※1 国と個別に対応を協議する

今後の方向性（案）

- ・ これまで条例で対象としていた報告事項は概ね改正法による報告事項となる
 - ・ 国がリコール情報を集約し、一元的に公表することで、事業者は回収情報を伝えやすく、消費者はワンストップで閲覧できるメリットがある
- ⇒ 食品のリコール情報の報告については、国の制度に一本化する（食品安全条例から削除・都単独での公表は行わない※2）

※2 ただし、現に重篤な健康被害が発生している事例など、緊急に広く都民に事実を周知する必要があるときなどは、引き続き都でも報道発表を行う